

介護保険の特例給付の手引き

令和6年8月30日

守山市介護保険課

本市における取り扱い基準は変更していませんが、取り扱いについてさらなる周知を図るため、次の介護サービス利用に係る取り扱いについて決めました。

要介護等の認定期間の半数を超える短期入所サービス利用等の取り扱いについて

○ 要介護等の認定期間の半数を超える短期入所サービス利用の取り扱いについて

1 国の基準

国の基準では、短期入所の利用日数が要介護（支援）認定期間のおおむね半数を超えないようにしなければならないとされています。

ただし、特に必要な場合は、それ以上の利用が可能（以下「例外給付（短期入所）」といいます。）とされています。

【国の基準】

①「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第38号）（要約）

第13条 指定居宅介護支援の方針は、次に掲げるところによるものとする。

21 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所を位置付ける場合は、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、利用日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

②「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成11年老企第22号 厚生労働省通知）（要約）

第21号 短期入所の居宅サービス計画への位置付け（第21号）

「おおむね半数を超えない」という目安は、個々の利用者の心身の状況や環境等の適切な評価に基づき、在宅生活の維持のための必要性に応じて弾力的に運用することが可能であり、機械的な運用を求めるものではない。従って、利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、特に必要と認められる場合においては、これを上回る日数の短期入所サービスを居宅サービス計画に位置付けることも可能である。

○ 連続して30 日を越える短期入所サービス利用

2 国の基準

国の基準では、利用者が連続して30日を超えて短期入所受けている場合においては、30日を超える日以降は算定しないとあり、31日目は介護保険給付適用外としています。

ただし、該当被保険者の心身の状況等を勘案し、30日を超える長期的利用は止むを得ないと保険者に容認された場合は、短期入所サービスの30日を超える長期的利用ができます。

ただし、この例外給付は、適正なサービス利用、安易な長期的利用の抑制の観点からのものであり、あくまで介護保険給付の適用は30日間で、31日目は介護保険給付適用外(自費扱い)となります。

【国の基準】（要約）

- 1) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12 年厚生省令第19 号）別表 8 注14、9 注13により「利用者が連続して30日を超えて短期入所受けている場合においては、30日を超える日以降は算定しない。」

3 守山市における取扱い

(1) 確認書の提出

守山市では認定期間の半数を超える可能性のあるケースをモニタリングするため、短期入所の利用日数が月の半数以上(15 日以上)を超える場合、**事前に**担当の居宅介護支援事業所が守山市介護保険課に**短期入所サービス長期利用確認書を提出してください。**

また、やむを得ない事情により、短期入所の利用日数が月の半数以上、または、自費利用をはさんで**連続30日**以上の利用を行う場合、**事前に**担当の居宅介護支援事業所が守山市介護保険課に**短期入所サービス長期利用確認書を提出してください。**

(2) 確認書の提出が必要となる場合

以下のいずれかに該当する場合は確認書の提出が必要です。

- ア 利用者が、短期入所サービス長期利用を連続して開始する時点における有効期間に、初めて例外給付（短期入所）を算定するとき
- イ 利用者が区分変更申請を行うとき
- ウ 居宅介護支援事業所の変更があった場合

同一事業所内におけるケアマネジャーの変更等、アセスメントの必要性がない場合の変更は確認書提出不要です。（アセスメントの必要性については、「介護保険制度に係る書類・事務手続の見直し」に関するご意見への対応について」（平成22 年老老発0730 第-2 -1 号厚生労働省通知）等に基づき、適切に判断してください。）

エ その他、市が必要と判断したとき

(3) 提出書類

ア 短期入所サービス長期利用確認書

イ 介護サービス計画書のうち以下の書類（写）

- ・利用者基本情報（アセスメントシート）
- ・居宅介護（介護予防）サービス計画書（１）（２）
- ・週間サービス計画書
- ・サービス担当国会議の要点
- ・主治医や担当者に対する照会内容

※サービス計画書・サービス担当国会議要点・医師などへの照会票は、短期入所サービス長期利用にかかわる支援内容・検討内容・検討結果・照会文・照会結果を記載 すること。

そのほか、必要に応じ市から申請者に対して内容の確認や追加資料の提出を求めることがあります。

(4) 結果通知

守山市介護保険課は給付可否を判断し、「短期入所サービス長期利用確認結果」により申請者の居宅介護支援事業所に通知します。

同居家族がいる場合の生活援助利用

○ 同居家族がいる場合の生活援助利用

1 国の基準

国の基準では、生活援助サービスは、「単身の利用者」、又は「家族・親族（「家族等」）と同居する利用者で、その利用者・家族等が障害・疾病等により家事を行うことが困難であり、生活援助を受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる者」に対して行うこととされています。

【国の基準等】（要約）

①指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（H12 厚生省告示第19 号）別表の1ハ注3（要約）生活援助は、「単身の利用者」、又は「家族・親族（「家族等」）と同居する利用者で、その利用者・家族等が障害・疾病等により家事を行うことが困難であり、生活援助を受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる者」に行う。

②上記の解釈通知（H12 厚生省老企第36 号）第2の2（6）（要約）

（上記「1」の）「利用者が単身、又は家族等が障害、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合」とは、「障害・疾病のほか、障害・疾病がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合」をいう。なお、居宅サービス計画に生活援助中心型の訪問介護を位置付ける場合には居宅サービス計画書に生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容について記載するとともに、生活全般の解決すべき課題に対応して、その解決に必要であって最適なサービスの内容とその方針を明確に記載する必要がある。

③「同居家族等がいる場合における（略）生活援助の取扱いについて」（平成19 年厚労省事務連絡）（要約）

「同様のやむを得ない事情」とは、障害、疾病の有無に限定されるものではなく、個々の利用者の状況に応じて具体的に判断されるというものである。したがって、市町村においては、同居家族等の有無のみを判断基準として、一律に介護給付の可否を機械的に判断しないようにされたい。

2 守山市における取扱い

(1) 例外給付（生活援助）の対象となるサービス

訪問介護、介護予防訪問介護（総合事業）、生活支援型訪問サービス（総合事業）とします。なお、守山市では「生活援助中心型」および「身体介護と生活援助を組み合わせた場合」のどちらにおいても、例外給付の対象とします

(2) 身体介護中心型における自立支援のための見守り的な援助の考え方

自立支援のための見守り的な援助（自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）は、文字どおり「自立支援」を目的・目標として提供されるサービスです。

よって、これを算定する際は、**生活援助とは明確な相違があります**。(厚生労働省老健局 老人保健課 介護保険最新情報o1, 637 1-6) どのような目標をもって行うかを**慎重に検討**してください。

(3) 判断基準Ⅰ【住まいの状況】

以下のいずれかに該当すること。いずれにも該当しない場合は、同居家族と判断しません。

- ① 同一家屋であること。
- ② 玄関、居室台所浴室などが独立でないこと。
- ③ 玄関、居室台所浴室などが独立していても内階段扉でつながっていること。
- ④ 同一敷地内に家族等が居住しており、家事の日常生活上の世話を行っていること。

(4) 判断基準Ⅱ【同居している家族などの障害、疾病等】

以下のいずれかに該当すること。

- ① 同居の家族等が障害（身体、知的、精神）を有しており、利用者に対する家事、日常生活上の世話をを行うことが困難であること。
- ② 家族が疾病のため、家事、日常生活上の世話をを行うことが困難であること。
- ③ 家族が就労等で、長時間にわたり日中不在となり、利用者に必要な家事、日常生活上の世話が困難であること。
- ④ 同居の家族の介護拒否、介護放棄が認められる場合であって、援助または支援が期待できず、家事、日常生活上の世話をを行うことが困難であること。
- ⑤ その他の事情により、家事を行うことが困難であること。
 - ・ 家族が高齢で筋力が低下していて、行うことが難しい家事などがある。
 - ・ 家族が介護疲れしており、共倒れなどの深刻な問題が起きるおそれがある。
 - ・ 家族が仕事などで長期不在の時があり、家事などを代行しないと日常生活に支障が生じる。

判断基準Ⅰ①～④の**いずれかに**該当し、かつ判断基準Ⅱ①～⑤の**いずれかに**該当した場合に給付に対象となります。

(5) 確認書の提出

例外給付（生活援助）を算定するときは、**事前に**担当の居宅介護支援事業所が守山市に**同居家族がいる場合の生活援助利用確認書**の提出を行うものとします。

(6) 確認書の提出が必要となる場合

以下のいずれかに該当する場合は確認書の提出が必要です。

- ア 利用者が初めて例外給付（生活援助）を算定するとき
- イ 例外給付（生活援助）に係るサービス内容の変更をしようとするとき
- ウ 区分変更申請を行った場合

エ ケアマネジャーの変更があった場合

- ・同一事業所内におけるケアマネジャーの変更等で、アセスメントの必要性（※）がない場合は確認書提出不要です。（※アセスメントの必要性については、「介護保険制度に係る書類・事務手続の見直しに関するご意見への対応について」（平成22 年老老発0730 第1 号厚生労働省通知）等に基づき、適切に判断してください。）

オ その他、市が必要と判断したとき

(7) 提出書類

ア 同居家族がいる場合の生活援助利用確認書

イ 介護サービス計画書のうち以下の書類（写）

- ・利用者基本情報（アセスメントシート）
- ・居宅介護（介護予防）サービス計画書（1）（2）
- ・週間サービス計画表
- ・サービス担当者会議の要点
- ・訪問介護計画書
- ・主治医や担当者に対する照会内容

※サービス計画書・サービス担当者会議要点・医師などへの照会票は、同居家族がいる場合の生活援助利用確認書にかかわる支援内容・検討内容・検討結果・照会文・照会結果を記載すること。

そのほか、必要に応じ市から申請者に対して内容の確認や追加資料の提出を求めることがあります。

(8) 結果通知

守山市介護保険課は給付可否を判断し、「同居家族がいる場合の生活援助利用確認結果」により申請者の居宅介護支援事業所に通知します。

小規模多機能型居宅介護における宿泊サービス長期利用

○ 小規模多機能型居宅介護における宿泊サービス長期利用

守山市における取扱い

やむを得ない事情により、小規模多機能型居宅介護を宿泊サービス中心に利用する場合、**事前**に担当の小規模多機能居宅介護事業所が守山市介護保険課に宿泊サービス**長期利用確認書**を提出してください。

(1) 確認書の提出が必要となる場合

以下のいずれかに該当する場合は確認書の提出が必要です。

- ア 利用者が、初めて小規模多機能型居宅介護を宿泊サービス中心に算定するとき
- イ 利用者が区分変更申請を行うとき
- ウ 小規模多機能型居宅介護の事業所変更があった場合
 - ・ 同一事業所内におけるケアマネジャーの変更等、アセスメントの必要性がない場合の変更は申請不要です。（アセスメントの必要性については、「「介護保険制度に係る書類・事務手続の見直し」に関するご意見への対応について」（平成22 年老老発0730 第- 2 -1号厚生労働省通知）等に基づき、適切に判断してください。）
- エ その他、市が必要と判断したとき

(2) 提出書類

ア 宿泊サービス長期利用確認書（小規模多機能型居宅介護用）

イ 介護サービス計画書のうち以下の書類（写）

- ・ 利用者基本情報（アセスメントシート）
- ・ 小規模多機能居宅介護サービス計画書(1)(2)
- ・ 週間サービス計画書
- ・ サービス担当者会議の要点
- ・ 主治医や担当者に対する照会内容

※サービス計画書・サービス担当者会議要点・医師などへの照会票は、小規模多機能型居宅介護の宿泊サービス中心にかかわる支援内容・検討内容・検討結果・照会文・照会結果を記載すること。

そのほか、必要に応じ市から申請者に対して内容の確認や追加資料の提出を求めることがあります。

(3) 結果通知

守山市介護保険課は給付可否を判断し、「宿泊サービス長期利用確認結果」により申請者の小規模多機能型居宅介護事業所に通知します。